

令和5年度に静岡県へ入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領

他の都道府県に住所を有する狩猟免許所持者であって、静岡県へ入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いを、次のとおりとする。

1 狩猟者登録申請書等の提出先

〒420-0853 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル6階
一般社団法人静岡県猟友会
電話番号 054-253-6427
FAX番号 054-253-6435

※令和6年2月頃に移転予定。その頃に申請する場合は事前に問い合わせること。

2 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書	1部(狩猟免許の種類ごとに作成)
(2) 当該年度に狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免許、又は都道府県猟友会会長が狩猟免許を有することを証明した書面	1部(証明印の押されたもの。再コピーは不可)
(3) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、若しくは損害保険契約の被保険者であることの証明書(=付保証明書)、又は資産に関する証明書	1部(証明印の押されたもの。再コピーは不可)
(4) 顔写真	2枚(うち1枚は申請書に貼付)※ 6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもの(コピー用紙にカラー印刷した写真画像、鮮明でない写真、顔の一部が影などで隠れている写真、規定のサイズ以外のものは不可)。裏面に、氏名及び撮影年月日を記載しておくこと。なお、眼鏡使用者は眼鏡を掛けた写真とし、コンタクトレンズ使用者は申請書の余白にその旨を記入すること。 ※複数種別の狩猟者登録を同時に申請する場合、申請書に貼付しない写真は1枚で可(登録証を1枚にまとめるため)。 (例) わな猟と第一種銃猟を同時に申請する場合: 3枚 (わな猟申請書貼付用1枚、第一種銃猟申請書貼付用1枚、登録証貼付用1枚の計3枚)

3 狩猟税、狩猟者登録手数料及び送料

(1) 狩猟税

区分	網猟又は わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
ア 下記のイ以外の者	8,200円	16,500円	5,500円
イ 当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	5,500円	11,000円	—

<狩猟税の減免措置について>

1 有害鳥獣の捕獲実績のある者に係る減額措置

狩猟者登録の申請日前1年以内に、静岡県内において、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可のうち、有害鳥獣捕獲（＝被害防止目的捕獲）許可に係る捕獲従事実績のある者は、狩猟税の減免を受けることができる。…上記税額の1/2（100円未満切り捨て）

添付書類

A 有害鳥獣捕獲の許可証の交付を受けた者

- ① 許可証の写し（必須）
- ② 捕獲従事したことが確認できる書面
許可証の写しの備考欄に捕獲を行った年月日を補記したもの、又は様式1

B 有害鳥獣捕獲許可の従事者証の交付を受けた者

- ① 従事者証の写し（必須）
- ② 捕獲従事したことが確認できる書面
許可証の写しの備考欄に自分の従事年月日を補記したもの、又は様式1

注1 証明する捕獲従事実績は、添付する許可証又は従事者証の内容と捕獲従事実績が対応したものであること。

注2 許可証又は従事者証が返納済みのため、その写しを添付できない場合、許可権限者（市町）が発行する許可証又は従事者証の記載内容を証明した書面でも可とする。

2 対象鳥獣捕獲員に係る免税措置

鳥獣被害防止特措法に基づき、静岡県内の市町長から対象鳥獣捕獲員に任命された者は、狩猟税の免除を受けることができる。…全額免除

添付書類

任命した静岡県内の市町が発行した「対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書」

3 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る免税措置

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であって、狩猟者登録の申請日前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業の従事者証の発行を受け、静岡県内において事業に従事した実績のある者は、狩猟税の免除を受けることができる。…全額免除

添付書類

- ① 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し（必須）
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書（鳥獣法施行規則様式第16の2、必須）
- ③ 申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書面（事業受託契約書の写し等）（必須）
- ④ 上記③の事業に従事した際の従事者証の写し

(2) 狩猟者登録手数料 … 1,800円

(3) 送料 … 着払い

「狩猟者登録証」「狩猟者記章」「鳥獣保護区等位置図」の送付は、宅配便による料金着払いとする。

(4) 納付方法

次の口座へ振り込むこと。銀行振込以外は受け付けない。

静岡銀行 県庁支店 店番 1 2 8

普通預金口座 0 2 1 2 7 8 9

一般社団法人静岡県猟友会 会長 金澤俊二郎

(5) 豚熱（CSF）への対応

令和元年10月以降、静岡県内で豚熱に感染した野生イノシシが確認されていることから、今年度の狩猟期に豚熱感染確認区域内で狩猟する際は、以下の防疫措置を徹底すること。

ア 豚熱感染確認区域内で捕獲されたイノシシ、及びその肉等（加熱処理したものを除く）は、感染確認区域外へ持ち出さない。

イ 捕獲地点・埋設場所、靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒を実施。

4 受付開始日

令和5年9月19日（火）から

5 その他

(1) 今年度より狩猟者登録証の様式を変更し、複数種別の狩猟者登録を同時に申請する場合は狩猟者登録証を1枚にまとめて発行する。ただし、申請書、手数料及び狩猟税については、従前のおり種類ごとに必要となる。

(2) 申請書類は、郵送でのみ受け付ける。

(3) 登録証の交付は申請書の受付順に行うが、申請から交付まで2週間程度かかるため、余裕をもって提出すること（ただし書類に不備がないこと）。

(4) 提出書類等の不備（必要事項の記入漏れ、証明印漏れ等）があった場合、登録証の交付が遅くなるので、十分注意して提出すること。

(5) 申請はできるだけ猟友会等の団体単位で取りまとめ、別紙「狩猟者登録申請書送付書」を添付して提出すること。

(6) 「狩猟者登録申請書送付書」には連絡先の電話番号を記入し、登録証等の返送先が送付者の住所と異なる場合は、送付書の「登録証等送付先」欄へ希望する送付先を記入すること。

(7) 今年度の静岡県における狩猟期間は次のとおり。

令和5年11月15日（水）～令和6年2月15日（木）

なお、イノシシ及びニホンジカ（銃猟、わな猟とも）に限り、

令和5年11月1日（水）～令和6年3月15日（金）

(8) 10月6日（金）までに届かなかった申請書又は不備のある申請書については、イノシシ及びニホンジカの初猟日までに登録証を交付できない場合がある。

(9) 銃による「止めさし」を行うには、銃猟の狩猟者登録が必要となる。

(10) 虚偽の内容により狩猟税の減免を受けると、地方税法違反となる。

(11) 狩猟者登録証は有効期間が満了した日から起算して30日を経過する日までに静岡県自然保護課宛てに返納すること。

(別紙)

令和 年 月 日

一般社団法人静岡県猟友会会長 様

〒

送付者 住所
氏名

(連絡用電話番号)

(登録証等送付先)

※送付者と同じ場合は「同上」と記載

狩猟者登録申請書送付書

番号	登録証 の種類	氏 名	金額内訳		計
			狩猟税	登録手数料	
小計	網猟				
	わな猟				
	第一種銃猟				
	第二種銃猟				
合計			円	円	円